

BSE発生防止のための飼料の立入検査等に係る検査・指導方針の概要(案)

1 目的

国、独立行政法人肥飼料検査所（以下「検査所」という。）及び都道府県の間の分担関係を明確にした上で、検査・指導方針を定めることにより関係機関の連携を強化し、その効果的かつ効率的な実施に資する。

2 分担関係

(1) 立入検査等の分担関係

- ア 検査所は広域に流通し影響が広範囲に及ぶ飼料等の輸入及び製造段階に対する検査等を主として分担
- イ 都道府県は、飼料等の販売・使用段階及び地域内で流通する飼料の製造段階に対する検査等を主として分担
- ウ 国（地方農政局等）は、飼料の使用段階に対して調査を実施

(2) 飼料等の収去の分担関係

収去は可能な限り製造、販売段階で行うこととし、販売段階で収去する場合は検査所の行う製造業者に対する立入検査において収去された飼料と重複しないよう留意

3 検査・指導方針

(1) 飼料等の輸入段階について重点的に検査・指導すべき事項

- ア 飼料安全法第50条第1項の規定により農林水産大臣に届け出のあった内容につき、飼料等の原料に成分規格に適合しない動物由来たん白質の使用がないこと及び動物由来たん白質に汚染される可能性の高い原料の使用の有無に係る確認を行い、必要に応じて輸入業者に対する立入検査等を実施
- イ 反する動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき動物由来たん白質による交差汚染を防止するための対策を講じていることを確認

(2) 飼料等の販売段階について重点的に検査・指導すべき項目

- ア ガイドラインが遵守されていることを検証
- イ 牛飼養農家に鶏・豚用飼料や魚粉等動物由来たん白質が販売されていないことを確認 等

(3) 飼料の使用段階について重点的に検査・指導すべき項目

- ア 牛飼養農家において、

(ア) 飼料等の受入れ、保管及び給与の各段階においてガイドラインが遵守されていること

(イ) 牛に豚・鶏の飼料を与えていないこと

(ウ) 牛舎の中でペットにペットフード等を与えていないこと
等について確認

イ 鶏・豚農家において、確認済みでない動物由来たん白質を給与していないこと等を確認

ウ 農家が使用した飼料の記帳に努めるよう指導

動物用飼料への転用の可能性と肥料の規制状況について

1 肉骨粉等の肥料利用に係る規制

(1) 輸入に係る規制

①動物性加工たん白(肉骨粉等、飼料となる可能性のあるもの)の緊急輸入一時停止措置について(平成13年10月1日付け13生畜第3326号農林水産省生産局長通知)

- ・全ての国、地域からの飼料及び肥料に係る肉骨粉等の輸入の一時停止
- ・その後、通知の一部改正があったものの輸入停止の対象についてはほとんど変更がなく、肥料用の動物性加工たん白質のうち現在、輸入可能なものは、当初から規制対象外であった骨灰、魚粉、第2りん酸カルシウム、ゼラチン・コラーゲン(いずれも所要の条件を満たすことが必要)のみ

(2) 国内での製造・出荷・使用等に係る規制

①肉骨粉等の当面の取扱いについて(平成13年10月1日付け13生畜第3388号農林水産省生産局長・水産庁長官通知)

- ・飼料用・肥料用の肉骨粉等及び肉骨粉等を含む飼料・肥料の製造及び工場からの出荷の一時停止を要請

②動物由来たん白質を含む肥料の放牧地への散布の自粛について(平成13年10月18日付け13生畜第3916号農林水産省生産資材課長・飼料課長通知)

- ・都道府県に対して、動物に由来するたん白質を含む肥料を放牧地に散布することのないよう畜産農家に対する周知徹底を依頼

③ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官通知 最終改正: 平成16年3月26日付け15生畜第7441号農林水産省消費・安全局長通知)

肥料利用について安全性が確認されたもの(豚・鶏等由来肉骨粉等、蒸製骨粉 等)は、順次、製造・出荷の一時停止措置を解除。解除に当たっての条件は以下のとおり。

- ・BSE患畜・BSE疑似患畜由来でないこと、牛の特定危険部位・せき柱等が混入していないことが確認された原料を使用
- ・製造基準への適合を(独)肥飼料検査所が確認した事業所での製造
- ・肉骨粉等の原料や肉骨粉等の出荷に当たって供給管理票の発行、携行
- ・肉骨粉等と肉骨粉等以外の肥料(硫安、過りん酸石灰、塩化加里等)の混合
- ・製造、販売に当たっての種類、数量、年月日、出荷等の相手先の名称等の帳簿への記載
- ・農家等への販売に当たっての農家等氏名の確認

- ④肥料取締法施行規則第十九条の二第一項の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件(昭和59年3月16日農林水産省告示第701号)、特殊肥料の品質表示基準を定める件(平成12年8月31日農林水産省告示第1163号)
・製品に「この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。」を表示
- ⑤肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件(昭和61年2月22日農林水産省告示第284号)、特殊肥料等の指定(昭和25年6月20日農林省告示第177号)
・牛の部位を原料とする場合には、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること

(3) その他の規制

- ①飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年4月11日法律第35号)
・肉骨粉等を含む飼料の製造、輸入、販売、使用の禁止

2 肉骨粉等を含む肥料の動物用飼料への転用の可能性

肉骨粉等を含む肥料の動物用飼料への転用は、1で示した法令・通知等による規制や誤用・流用防止対策に加え、製品の流通形態の違い(肥料は20kgの樹脂袋での流通が主流を占めるのに対し、飼料は紙袋を中心であること等)等から、ほとんどないものと考えている。

(別紙1) 肥料用の肉骨粉等の製造及び工場からの出荷の取扱い(概念図)

平成16年11月現在

原料等	処理条件	取扱い	備考
豚、馬、家きん及び海産ほ乳動物に由来するもの		○ (※ 6,7,9)	13年11月、14年1月解除
牛由来と区分できないもの (※1)	骨	蒸製骨粉 蒸製(※2)したもの にかわかす	○ (※ 6~9) △
		焼却(※3)したもの (骨灰、骨炭)	○ (※ 9)
		蒸製・焼却しないもの	—
	肉骨粉	焼却(※4)したもの	△
		焼却しないもの	—
	蹄・角	蒸製(※2)したもの (蒸製蹄・角粉)	○ (※ 6~9)
		蒸製しないもの	—
	肉かす	アルカリ処理(※5)したもの	○ (※ 6,8,9)
		アルカリ処理しないもの	—
	皮革	なめし蒸製したもの (蒸製皮革粉)	○ (※ 7,8,9)

取扱い欄凡例 ○：製造・出荷停止措置を解除 △：リスク評価中 —：未解除

※1 特定危険部位、せき柱及びと畜場法第14条の検査を経ていない牛の部位が混入していないこと。

※2 蒸製とは 133℃、3気圧、20分以上の条件での処理をいう。

※3 焼却とは 1,000度以上の灰化処理、800度8時間以上での炭化処理をいう。

※4 焼却とは 1,000度以上の温度で灰化又は炭化する処理をいう。

※5 アルカリ処理とは、消費・安全局長通知で定める異常プリオンを不活性化する化学的処理をいう。

※6 (独)肥飼料検査所が製造基準に適合していることを確認した事業所での製造を条件とする。

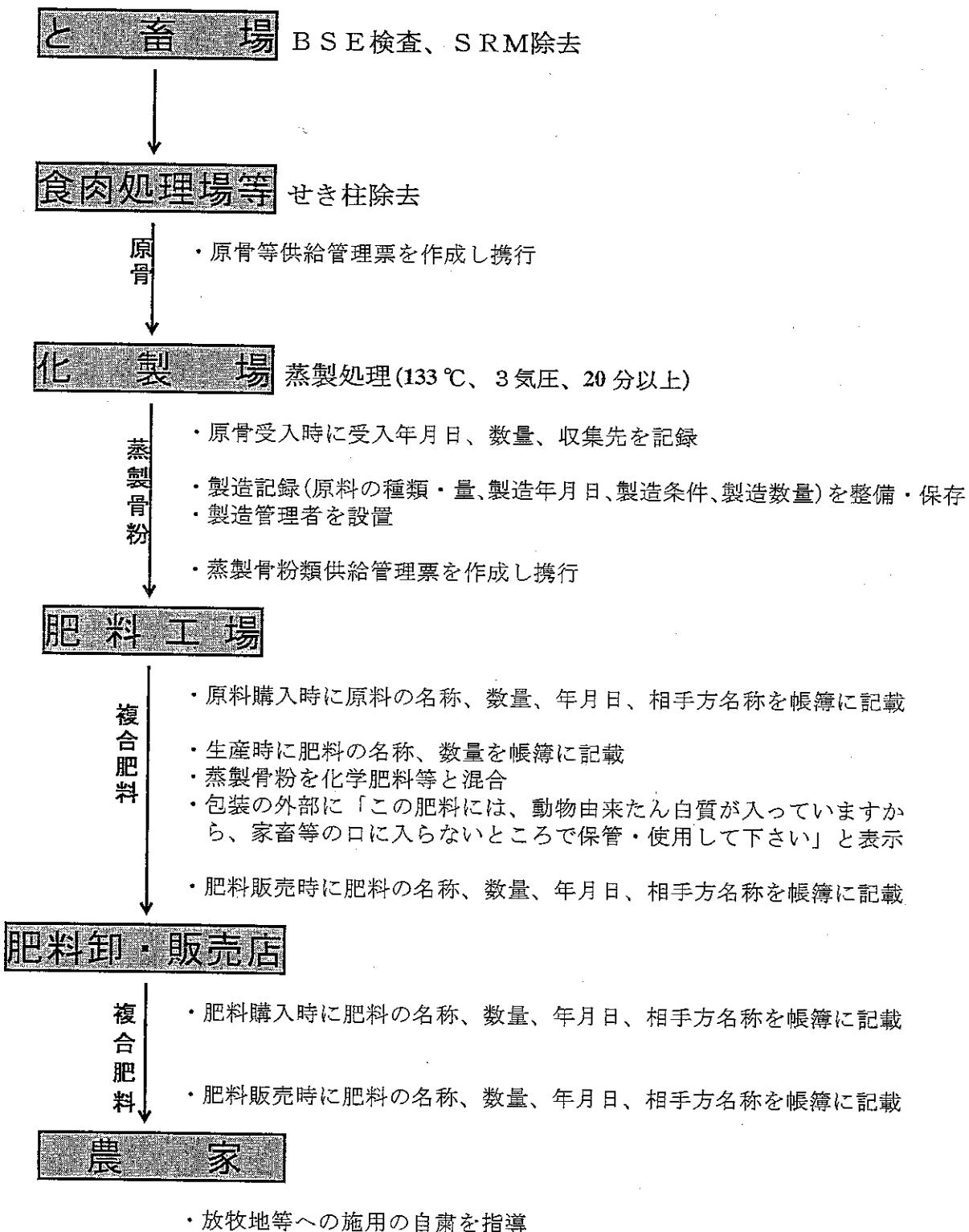
※7 肉骨粉等に、肉骨粉等以外もの(硫安、塩化加里等)が混ぜられていることを条件とする。

※8 生産・出荷、農家等への販売に当たって数量、販売先名等の帳簿への記載を条件とする。

※9 製品に家畜等の口に入らないところで保管・使用する旨を記載。

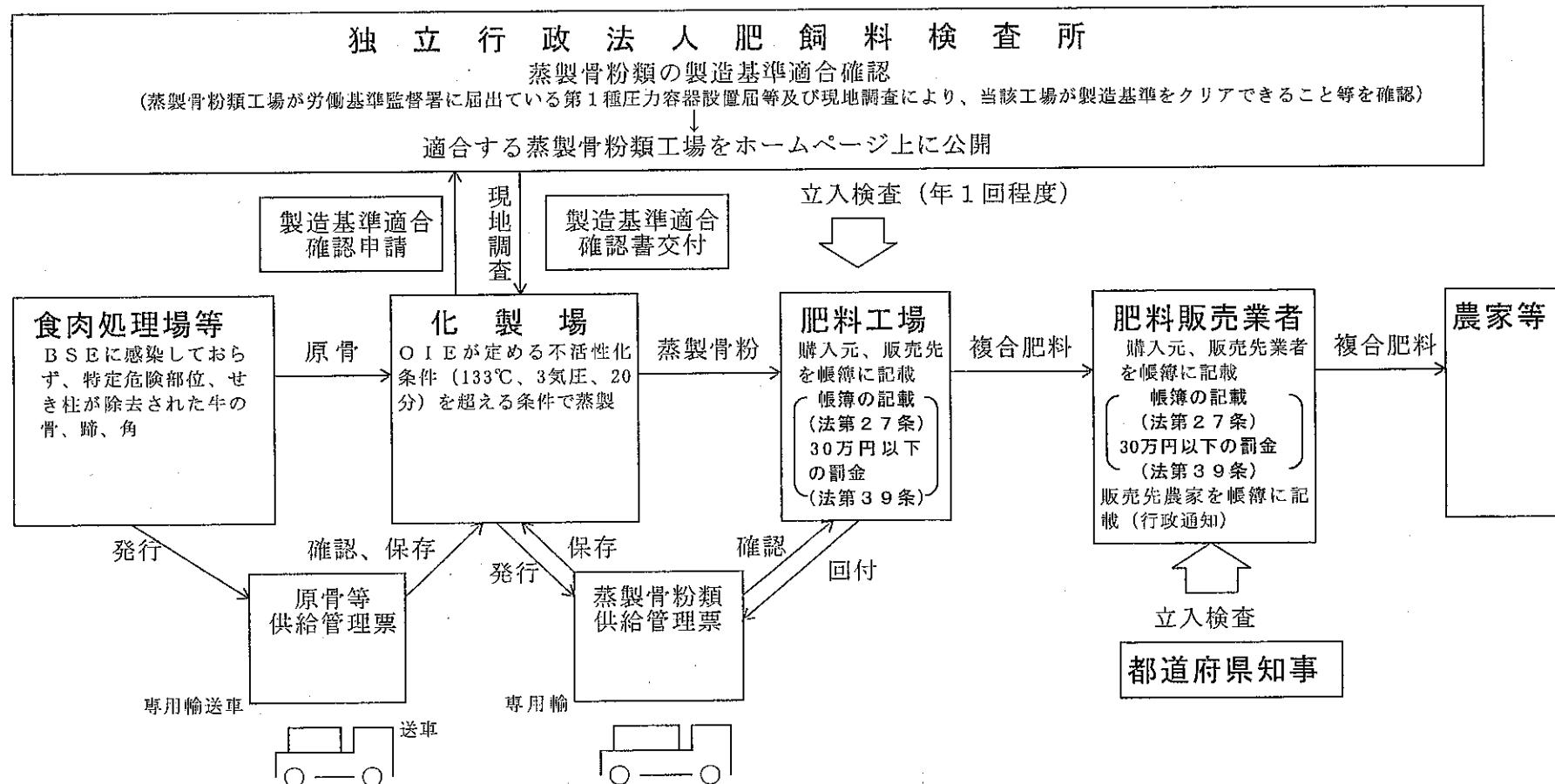
(別紙2)

肉骨粉等を原料とする肥料の誤用・流用防止措置
(蒸製骨粉の例)



(参考)

肉骨粉等の製造・販売のチェック体制(蒸製骨粉の例)



BSE検査陽性牛の取扱いに関する家畜伝染病予防法上の整理と方針について

- 1 家畜伝染病予防法第21条第1項においては、伝達性海綿状脳症の患畜又は疑似患畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該死体を焼却しなければならない旨規定している一方、病性鑑定又は学術研究の用に供するため都道府県知事の許可を受けた場合その他政令で定める場合はこの限りでないとされている。
- 2 BSE患畜の死体を学術研究の用に供するためには、上述の家畜伝染病予防法第21条の規定に基づき、当該患畜の所有者が関係都道府県知事に対し、焼却義務免除の申請を行い許可を取得することで可能となると考えている。
- 3 しかしながら、当該許可については、具体的な許可手続が定められていないほか、許可の対象となった死体の取扱いについて、具体的な指針が定められていないことから、これらにつき今後検討していきたいと考えている。

平成16年11月22日

農林水産省

輸入粗飼料への異物混入について

1. 事実関係

畜産農家において使用している輸入粗飼料から、動物の骨と思われる異物が発見されたとの連絡が農家からあった。

(1) 異物を含んでいた粗飼料

アルファルファ乾牧草（米国・オレゴン州産）

(2) 発見状況

牛を飼養する農家が当該粗飼料を給与するためほぐしたところ、内部から異物1個を発見し取り除いた（11月8日）。さらに当該農家において、給餌容器に残った異物1個を発見（同9日）したため、同日、当該農家より都道府県の出先機関に連絡があった。

(3) 動物種の同定

独立行政法人肥飼料検査所及び農家の所在する都道府県の試験機関においてPCR分析を実施したところ、当該異物についてほ乳動物のものであることが確認された（11月22日）。

(4) なお、異物を含んでいた輸入粗飼料と同一のロットの粗飼料についてはすでに販売先を特定のうえ、未使用のものについては給与を停止するよう農家に連絡し、さらに輸入業者が自主回収を行っている。

2. 対応

(1) 輸入業者に対し、異物の混入が認められた輸入粗飼料の生産、輸入及び販売の経緯について調査し、原因究明を行い農林水産省に報告するよう指導している。

(2) 都道府県に全国の牛等の飼養農家への聞き取り調査を要請し、粗飼料への異物混入実態を把握する。

(3) 輸入業者、販売業者及び畜産農家等に対し、以下について指導する。

① 粗飼料の生産及び流通段階での管理状況及び異物混入状況を確認し報告するとともに、問題点があれば改善を図る。

② 異物が発見されたときには直ちにそのロットの販売及び使用を中止するとともに、行政機関に連絡する。

問い合わせ先

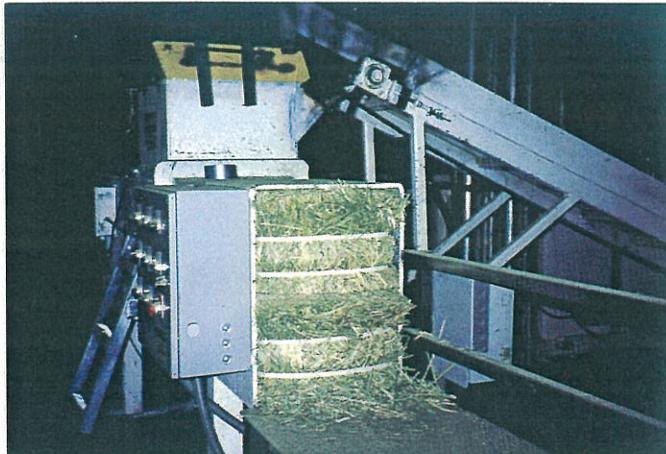
消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室

TEL：(代表) 03-3502-8111

(直通) 03-3502-8097

担当：元村（内線3175）、濱本（内線3170）

ダブルコンプレス及びハーフカットマシン



海上運賃を抑えるため、半分の大きさに圧縮加工し、更にこれを半分にカットしハーフベールを作製する。

ダブルコンプレスベールをハーフカットしたアルファルファベール



ハーフカットをしたベール24個をポリエチレンフィルムでラッピングする



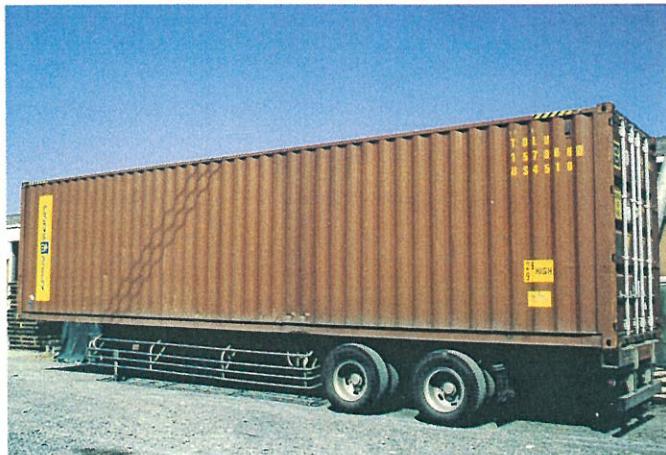
重量は約600kgである。

コンテナーに入れ日本に輸送



(以上の写真は、米国オレゴン州及びワシントン州にて、明治飼糧(株) 羽川義人氏撮影)

日本国内へ到着したコンテナー



国内倉庫から農家倉庫向けトラックへの積み込み



写

15消安第1570号

平成15年9月16日

各都道府県知事あて

農林水産省消費・安全局長

反すう動物用飼料への動物由來たん白質の混入防止に関するガイドラインの
制定について

牛海綿状脳症の発生防止の徹底を図るため、「反すう動物用飼料への反すう動物等由來たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について」(平成13年6月1日付け13畜生第1366号農林水産省生産局長通知。以下「旧ガイドライン」という。)により、配合飼料工場における反すう動物等由來たん白質の反すう動物(牛、めん羊、山羊及びしかをいう。以下同じ。)用飼料への混入防止の徹底を図ることとしているところであります。今般、平成15年6月27日付で、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。)の一部を改正し、反すう動物を対象とする飼料の製造工程をほ乳動物由來たん白質を含む飼料等の製造工程と分離することとしたこと等に伴い、新たに反すう動物用飼料への動物由來たん白質の混入防止に関するガイドラインを別添のとおり制定したので、関係者への周知徹底方よろしくお願ひします。

なお、現に反すう動物用飼料を動物由來たん白質を含む飼料等の製造工程と同一の製造工程において製造している飼料製造業者については、本ガイドラインでは、平成17年3月31日までは旧ガイドラインに準じた対策によることができることとしておりますが、牛海綿状脳症等の発生防止に万全を期すため、早期に本ガイドラインに準拠するよう指導方よろしくお願ひします。

(別添)

反する動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン

第1 目的

本ガイドラインは、牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）等の伝達性海綿状脳症の発生防止に万全を期するため、飼料及び飼料添加物（以下「飼料等」という。）の製造、輸入、流通、保管、給与等の各過程における反する動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関する管理の基本的な指針を示すものである。

第2 定義

次に掲げる用語の定義のほか、本ガイドラインにおける用語の定義は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）及びその関係法令に用いられている用語の定義と同様とする。

1 A飼料

飼料等及びその原料のうち、農家において反する動物（牛、めん羊、山羊及びしかをいう。以下同じ。）に給与される又はその可能性のあるものとして動物由来たん白質等が混入しないように取り扱われるものをいう。

2 B飼料

飼料等及びその原料のうちA飼料以外のものをいう。

3 動物由来たん白質等

次に掲げるもの及びこれらを含むものをいう。ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲン、反する動物に由来しない油脂並びに省令別表第1の4の(1)に規定する特定動物性油脂を除く。

- ① ほ乳動物由来たん白質
- ② 家きん由来たん白質
- ③ 魚介類由来たん白質
- ④ 動物性油脂
- ⑤ 食品残渣に由来する動物由来たん白質
- ⑥ 飼料添加物（①～⑤に該当する物質が含まれるものに限る。）

4 容器

船のホールド、はしけ、コンテナ、バルク車、トランスバッグ、ショベル、バケット、PP袋、紙袋その他飼料等及びその原料が直接接觸するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

5 クリーニング

① 清掃クリーニング

施設、設備、器具等について、残留物を除去し、清掃した後、残留物がないことを目視、ふき取り等により確認することをいう。

② 洗浄クリーニング

施設、設備、器具等について、残留物を除去し、清掃及び洗浄（洗浄液による洗浄又はそれと同等の効果を有する洗浄をいう。）した後、残留物がないことを目視、ふき取り等により確認することをいう。

6 搬送

搬送機を用いて施設内又は施設間で飼料等及びその原料の移動を行うことをいう。

7 小分け

需要者の利用に適するように飼料及びその原料の分割、容器の詰め替えを行うことをいう。

第3 基本的な指針

BSE等の発生防止に万全を期するには、動物由来たん白質等を含む飼料を反すう動物に給与しない対策を講じることが重要である。他方、動物由来たん白質等を含む飼料を反すう動物以外の動物に対して給与しないこととするのは困難である。このため、飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与に当たっては、これらの各過程において、次のとおり、A飼料とB飼料とを適切な方法により確実に分離するなど必要な措置により、動物由来たん白質等のA飼料への混入防止を効果的かつ効率的に進めることとする。

なお、飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与を行う者が1及び2に掲げる事項について委託等により自ら行わない場合は、当該者は、これらを行う者との間で必要な措置を講じることについて取決めを行い、かつ、当該取決めが実施されていることを定期的に調査、確認することとする。

1 通則

- ① A飼料として用いることとしている飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与に当たっては、これらの各過程において、B飼料又は動物由来たん白質等を含有し、又は混入しないよう適當な措置を講じることとする。
- ② A飼料として用いることとしている飼料等について、B飼料又は動物由来たん白質等が混入し、又は混入したおそれがあるときは、当該飼料を回収し、適切に再生又は廃棄することとし、A飼料として用いないこととする。
- ③ B飼料として用いることとしている飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与に

当たっても、これらの各過程において、牛肉骨粉等を含有し、又は混入しないよう適当な措置を講じることとする。

- ④ B飼料又は動物由來たん白質等がA飼料専用の容器に充てんされた場合は、速やかに当該容器を洗浄クリーニングすることとする。
- ⑤ B飼料又は動物由來たん白質等がA飼料のみを取り扱う場所を直接通過した場合は、速やかに当該場所を洗浄クリーニングすることとする。
- ⑥ 飼料等及びその原料を取り扱う施設、設備、機器並びに環境を定期的に清掃、点検、検査することとする。
- ⑦ 作業従事者を介して、B飼料又は動物由來たん白質等がA飼料に混入することを防止するため、B飼料又は動物由來たん白質等を取り扱った後にA飼料を取り扱う作業従事者は、作業着を交換し、又はエアー等により被服、手足、靴等の付着物を除去する等の対策を講ずることとする。
- ⑧ B飼料及び動物由來たん白質等を取り扱う施設、設備、機器等をA飼料を取り扱う施設、設備、機器等に転用する場合は、事前に次のことを行うこととする。
 - ・ 洗浄クリーニングを実施すること。
 - ・ 洗浄クリーニング後に取り扱うA飼料の最初のロットについて、動物由來たん白質等が含まれていないことを確認すること。
- ⑨ 洗浄クリーニングは、洗浄の効果について事前に十分な検証を行った方法を用いることとする。

2 細則

(1) 搬送

- ① A飼料の搬送経路は、B飼料及び動物由來たん白質等の搬送経路と共用しないこととする。
- ② A飼料の搬送に当たっては、専用の容器を用い、又は搬送経路に適当な覆いを設ける等により、原則として閉鎖系とすることとし、作業等により開放する必要がある場合は、B飼料及び動物由來たん白質等の混入防止対策を講じることとする。
- ③ ①及び②は、B飼料のみを出荷する施設及び反すう動物を飼養していない農家には適用しないものとする。

(2) 製造・小分け等

ア 製造等設備

A飼料の製造等設備は、原則として閉鎖系とし、作業等により開放する必要がある場合は、B飼料及び動物由來たん白質等の混入防止対策を講じることと

する。A飼料の製造等設備を閉鎖系とすることが不可能な場合は、B飼料及び動物由来たん白質等を取り扱う設備から十分離れたところに設置し、又は壁若しくは仕切りで区分する等の混入防止対策を講じることとする。

イ 包装設備等

- ① A飼料の包装設備は、B飼料及び動物由来たん白質等の包装設備と共にしないこととする。
- ② A飼料の包装設備は、B飼料及び動物由来たん白質等の包装設備から十分に離れたところに設置し、又は壁若しくは仕切りで区分する等の混入防止対策を講じることとする。
- ③ A飼料の製品の包装に使用する容器は、専用化することとする。
- ④ すべての包装された飼料等について、包装に使用する容器に破れ等がないことを確認することとする。

(3) 輸送

- ① A飼料の輸送に当たっては、原則としてA飼料又は反する動物用飼料専用である旨を表示した専用の容器を用いることとする。
なお、バラ積み船、海上コンテナ、はしけその他の専用化することが不可能な容器は、A飼料の積載前に、清掃クリーニングを行い、さらに、B飼料又は動物由来たん白質等の残存が認められる場合は、洗浄クリーニング等の混入防止対策を行った後に使用することとする。
- ② A飼料の輸送に使用する容器のうち、繰り返し使用するトランスバッグ等の容器は、B飼料の輸送に使用する容器と区分して保管し、定期的又は使用前に清掃クリーニング又は洗浄クリーニングを行うこととする。

(4) 受入れ

- ① A飼料の受入れに当たっては、当該飼料がA飼料として取り扱われているものであることを伝票等により確認することとする。
- ② 粉塵等の飛散を最小限に抑えることとする。
- ③ 同時に又は連続してA飼料とB飼料を受け入れないこととする。
- ④ A飼料の受入口（切込口、荷下ろし場所等をいう。以下同じ。）は、B飼料及び動物由来たん白質等の受入口と隔離された受入口を用いることとする。ただし、包装された飼料等を開封せずに受け入れる場合であって、A飼料の荷下ろし場所とB飼料及び動物由来たん白質等の荷下ろし場所が明確に区分されているときは、当該荷下ろし場所については、この限りでない。
- ⑤ 受入れに用いる容器、ほうき等のA飼料が直接触れる器具は、専用化することとする。ただし、アンロード用機器等で専用化できないものは、使用前に洗

浄クリーニングを実施することとする。

- ⑥ ①及び⑤は、B飼料のみを出荷する施設及び反すう動物を飼養していない農家には適用しないものとする。

(5) 保管

- ① A飼料の保管に当たっては、専用の容器を用い、又は専用の保管場所を設けることとする。
- ② 飼料等の保管場所においては、色分け、対象家畜の掲示等、出荷等の作業時に人為的ミスを起こさないよう対策を講じることとする。
- ③ ①及び②は、B飼料のみを出荷する施設及び反すう動物を飼養していない農家には適用しないものとする。

(6) 出荷

ア 無包装の製品の出荷等

- ① 容器に収められていないA飼料をバルク車等の輸送に使用する容器に積載等する出荷口は、専用化することとする。
- ② A飼料の出荷口は、B飼料及び動物由来たん白質等の出荷口から十分に離れたところに設置し、又は壁若しくは仕切りで区分する等の混入防止対策を講じることとする。

イ 包装品の出荷等

包装されたA飼料の出荷は、B飼料及び動物由來たん白質等の出荷と区分して行うこととする。

(7) 給与

- ① B飼料は、反すう動物に給与しないこととする。
- ② 反すう動物にA飼料を給与する際に用いる器具は、専用化することとする。

第4 管理体制

1 業務管理

- ① 1及び2の(1)から(6)までの基本的な指針を効果的かつ効率的に実行するため、飼料業務管理規則を策定し、これを書面化することとする。
- ② 飼料業務管理規則に基づく業務管理の実施及びその確認については、その内容を記録し、8年間保存することとする。
- ③ 法第25条に規定する飼料製造管理者は、飼料業務管理規則を遵守した業務管理が行われるよう実地に管理することとする。
- ④ 飼料製造管理者を設置する必要のない事業場においては、混入防止対策の責任者を設置し、当該責任者が飼料業務管理規則を遵守した業務管理が行われるよ

う実地に管理することとする。

⑤ ①～④については、飼料等の製造業者及び販売業者に適用するものとする。

2 品質管理

- ① 業務管理が有効に機能していることを検証するとともに、A飼料の品質を管理するため、A飼料への動物由來たん白質等の混入の有無について、定期的に検査を行うこととする。
- ② ①について、飼料品質管理規則を策定し、これを書面化することとする。
- ③ 飼料品質管理規則に基づく品質管理の実施及びその確認については、その内容を記録し、8年間保存することとする。
- ④ 品質管理責任者を設置し、この者が飼料品質管理規則を遵守した品質管理が行われるよう実地に管理することとする。
- ⑤ ①～④については、飼料等の製造業者に適用するものとする。

第5 経過措置

現に反する動物を対象とする飼料をほ乳動物由來たん白質、家きん由來たん白質又は魚介類由來たん白質を含む飼料の製造工程と同一の製造工程において製造している飼料の製造業者については、平成17年3月31日までの間は、引き続き旧ガイドラインに準じた対策によることができるることとする。